

第四次坂出市地域福祉計画(案)に関する パブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントを実施した計画案
第四次坂出市地域福祉計画(案)
2. 意見の募集期間
令和7年1月7日(火)～令和7年2月6日(木)
3. 意見の提出件数
4名から13件
4. 意見に対する回答および考え方

整理 番号	意見の内容(一部要約)	検討結果(市の考え方)
1	丸亀市飯山町では実施していますが、温泉施設と健康器具やスポーツジムを併設した場所を設けてほしい。一人暮らしになった時のコミュニケーションの場になって経済的にも楽になると思います。是非作ってください。	貴重なご意見ありがとうございます。 温泉施設と健康器具やスポーツジムを併設した場所について、新たな計画はありませんが、角山運動公園温水プールや坂出市立体育館、府中湖カヌー競技場に運動器具を設置しております。コミュニケーションの場としてのご意見は、「基本目標2 支援が必要な人を支える体制づくり」「基本施策4 地域生活と社会参加」の取組みとして、健康づくりの推進と社会参加を目的とした各種イベント等を行っています。関係機関と連携し、施策推進のため、さらなる取り組みを進め、周知に努めてまいります。
2	① 意見 この計画が令和12年までの計画であるが、第2章の取り巻く現状についてのデータすべて「現状データ」のみになっており、令和12年の推定の出生数や人口数、高齢者・若年比率等をだすことでもう少し課題が整理できるのではないかと思います。令和12年には出生数は100人前半に落ち込む可能性も多く、また地域の担い手となる20代～50代の人口も現状から推測できるので、より危機感を持って計画を見ることができると思いますので検討してください。 ② 改定希望 17p及び19pの基本理念ですが、「～	貴重なご意見ありがとうございます。 ①ご意見のとおり、人口減少、出生数の低下等の将来の推計があったほうが、緊急性や危機感を感じるものと考えます。次回からの計画策定において推計を用いて策定するよう検討します。 ②基本理念を「おたがいに、支え合

	云々～ふれあいのあるまち」となっていますが坂出市の総合計画は「～のまち」という書きぶりをすべて「～の坂出」と変更した経緯があります。総合計画に合わせるのであれば、この計画の基本理念も「おたがいに、支え合い、ふれあいのある坂出」にしたほうが、より対象が明確になりますように思いますので検討してください。	い、ふれあいのあるまち 坂出」に修正します。
3	今回の計画は、私たち坂出市に長く生活する居住者のことを、真剣に考えての「高額支出」のつもりなのか、本当に疑問に思います。 子供も減り、将来は「坂出3高校」の合併も現実的でしょう。そんな中で、坂出駅北口の一等地に、今の時代に「図書館」を設ける必要は、全く無いと考えます。 新たな施設の建設については、金沢の成功事例等を参考にされているのではないかと想像しますが、坂出にはもっとも必要なのが沢山あります。 今後、高齢化が更に進むのに、坂出駅近くには「スーパー」が一つもありません。周りの住民も、皆、「買い物難民」となり日々とても困っています。「図書館等」の施設より、生活に欠かせない施設の整備が求められています。 既に、「PFI 契約」も結んでいて、これからの変更は難しいと思いますが、もっと住んでいる人のことを真剣に考えて頂きたいをお願いします。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見は、「基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり」「基本施策8 ユニバーサルデザインのまちづくり」の取組みとして高齢者などが生活しやすい公共交通の充実や環境づくりを推進しております。 また、本市では、中心市街地再生を目的とした坂出駅前エリア等の再整備計画を進めております。イオン坂出が休業後、買い物が不便になったなどの声も聞いており、市としてもイオンリテール株式会社と連携を図りながら、早期再開に向けて働きかけるとともに関係各課と連携して本計画の施策推進に努めてまいります。
4	①案の策定において、障がい者の当事者団体にヒアリングを行っているものの、3～4の当事者団体に限られ、当事者団体に属さない障がい者個人の声はヒアリングする仕組みがありません。当事者の生の声を政策に活かすためにも、障がい者個人の声を公募する仕組みが必要ではないでしょうか。 ②権利擁護の推進や支援策の充実において、犯罪被害による PTSD 等の病状や障がい者に苦しむ者への具体的な支援策や理解啓発の項目がないので、改善してください。「再犯防止」の案は独立した項目としているにもかかわらず、「犯罪被害者」への支援は重	貴重なご意見ありがとうございます。 ①本計画の策定にあたり市民アンケートや団体ヒアリングだけでなく、多くの市民の皆様のご意見を伺うためパブリックコメントにおいてご意見を公募しています。 ②ご意見は、「基本目標1 支え合いとともに生きる地域づくり」「基本施策3 連携・協働による福祉の推進」の取組みとして、地域福祉に関する情報発信・情報提供の強化として位置づけており、障がい者に対する理解を深め、障がいを理由とす

層的支援体制事業においても他の当事者と同様に大切にしてください。 ③権利擁護の推進において、犯罪被害後に当事者が精神的な問題だけでなく問題に苦しむ状況を発信することにより、社会の理解が進んでいるかもしれないが、まだ理解不足もあり、また坂出市の一部職員にも理解不足が見受けられるため行政内や社会に向けての啓発活動が大切ではないでしょうか。 ④パブリックコメントを通して、「障がい」という標記の改善だけではなく、具体的な反映や改善されるような取り組みが必要ではないでしょうか。 ⑤坂出市では精神障がい2級、3級へのタクシー券の支援を行っていません。昨年もパブリックコメントを投稿し、担当課へ要望するも議論すらされないのはなぜでしょうか。障がいの状況によっては公共交通機関を使うことが過度な負担となるケースもある中で、外出を促進し、タクシーを利用し福祉や法的な相談に行くことができることはプラスではないでしょうか。 ⑥包括的な支援体制の項目において、家族に負担がかからない支援策や社会の在り方の啓発策が練られて欲しいと思います。地域による支援が過度に推されると、地域に障がいについて公開しなければ支援がうけられないという、精神、心理的苦痛を伴う状況、プライバシーの侵害に当たる状況に陥ることも考えられます。税金を使った支援である場合は特に、行政を通じて各一の支援が提供される策が講じられるようご検討ください。 ⑦地区社会福祉協議会の活動において、本来の地域福祉の支援の充実に向けたお金の使われ方をしてください。 ⑧配食の支援において、小地域福祉活動総合推進事業として、「高齢者・障がい者等の希望者に月1回以上の食事サービス(配食・会食)を実施する。利用者は費用の1/2～1/3を負担金として支払う。」と定めているにもかかわらず、希望する障がい者皆が利用で	る差別の解消に努めてまいります。 ③犯罪被害者のかたを含め、様々な障がいの当事者への支援は、本人が抱える問題や背景などを支援する側が正確に把握し、適切な支援につなげる必要があります。そのため障がいに対する理解は、行政内においても重要であると考えます。市職員および関係者への理解が深めるよう研修等を行い、研鑽してまいります。 ④本計画では障がい者に対する各種施策を推進するうえで、地域福祉施策全般にかかわる理念や基本的な方針等を定めております。この方針を達成するために関係各課と連携し各種施策に取り組んでまいります。 ⑤ご意見の障がいのあるかたへのタクシーチケットの支援については、障がい者の在宅支援である事業の基本理念、必要性やニーズ、社会情勢等を総合的に判断していく必要があります。タクシーチケットの支援対象者の範囲拡大については、調査・研究していきたいと考えています。 ⑥重層的支援体制整備事業による支援会議においては、本人同意をいただき、守秘義務を課す中で関係機関との情報共有および連携した支援に取り組む体制となっております。関係機関への支援の輪を広げる中で個人情報保護に関して十分に注意しながら対応してまいります。 ⑦～⑨ご意見は、「基本目標2 支援が必要な人を支える体制づくり」「基本施策4 地域生活と社会参加の支援」の取組みとして、市と市社会福祉協議会および地区社会福祉協議会が連携し、市民・地域との協働により様々な活動に取り組んでいます。 現行の制度では対応することが難しい課題に対して、住民組織である地
---	--

きるシステムに改善してほしいです。 ⑨配食サービスに限らず、小地域福祉活動総合推進事業に沿った支援が行われているか疑問を感じます。 ⑩包括的な支援体制の構築において、ヒアリング項目に、「地域課題が複雑化・多様化して対応が困難になっている」旨があります。DV、性被害者、犯罪被害等によって障がいを持ったり、困窮したりする者もいる中で、聞くだけではなく、警察や弁護士に、福祉の支援とつなげる役割も行政として大切であると考えます。 支援者（行政の担当者）の研修だけでなく、担当職員の心のケアがあつてこそ、よりよい支援が継続して提供できると考えているため、体制づくりの中でも具体的研修やケアの策が考えられてほしいです。また、性被害やDVについてはこども課が相談窓口になっているため、こども課とも連携も大切であると考えます。	区社会福祉協議会が主体となって小地域福祉活動等に取り組んでおり、目標とする地域福祉を目指し、それぞれの地域性を生かした特色のある活動をしておりますが、地域によって様々な課題があり、活動内容も異なっております。 地域での福祉課題やニーズを踏まえ、必要なかたに適切なサービスが提供されるよう関係機関と連携し、計画を推進してまいります。 ⑩ご意見は、「基本目標 2 支援が必要な人を支える体制づくり」「基本施策 5 包括的な支援体制の構築」の取組みとして坂出市重層的支援体制整備事業実施計画においてあらゆる相談に対応できる相談体制の構築として位置づけており、本人の希望やニーズを聞き取り、庁内外の関係機関へつなぎ、必要な支援が行えるよう関係機関と連携した対応を図ってまいります。 また、相談を受ける担当者等が重層的支援体制整備事業の必要性を正しく理解したうえで、市民からの相談を丁寧に聞き取り、多分野・他部署との連携が図れるよう研修等、周知啓発に努めてまいります。
---	---